

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	16-2
許認可等の種類	家畜商講習会の指定講習機関の指定			
根拠法令条例等・条項	家畜商法第3条第2項			
許認可等の概要	家畜商講習会の指定講習機関の指定を受けようとする者に対する指定。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	1 指定を受けようとする者は、毎年1月末日までに様式第1号による申請書を提出する。			
基準の制定根拠	同法施行規則第2条			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	7日以内	(内訳) 経由機関 (地域振興局) 協議機関 () 処分庁 農政部園芸畜産課	日以内	7日以内
期間の制定根拠	—			